



球団規約

第1条 名称

本球団は浦和軟式少年野球連盟に属し、志木ジュニアベースボールクラブと称する。

第2条 事務所

本球団は代表者(総監督)宅に置く。

第3条 目的、活動日、参加規定

野球を通じて協調性と感謝の気持ち、団体行動の和を学ぶ。

【1～3年生】

① 活動日は、土・日・祝とする。

※1年生は日曜日の午後のみとする。

② 2年生以下は安全面を考慮して保護者が送迎を行う。

※お茶当番なし(積極的なチームへの協力は歓迎します。)

【4～6年生】

① 活動日は毎週土、日、祝日とする。

② 活動日を優先に考え練習に参加する。

但し、学校行事や冠婚葬祭、体調不良の場合は欠席を認める。

※1.昼当番有り(ボランティア指導者の弁当手配)

※2.練習試合、連盟主催のリーグ戦、大会においてのお茶出し有り。

※3.練習時のお手伝い等、チームへの協力は歓迎します。

第4条 年間行事

連盟主催のマラソン大会、リーグ戦、トーナメント戦、野球教室等の参加を最優先に考えて日程調整を行う。

第5条 団員資格

1. 志木市及び近隣に在住の小学生であること。
2. スポーツマンとしての自覚を持ち、礼儀正しく挨拶の出来る者とする。
3. 協調性とチームの和を大切にする者とする。
4. 練習、連盟行事、合宿等、やむを得ない理由がある場合以外は休まない者とする。
5. 欠席する場合において、監督に休む理由を明確に伝えることができる者とする。
6. チーム指導、方針に素直に従える者とする。
7. 頭髪の色に関しては自然色とし、カラーを入れる等の行為は禁止とする。

第6条 球団規則

1. チーム指定の服装とし、だらしない着こなしはしない。
2. 集合時間の10分前には現地に集合する。(時間厳守)
3. チーム用具は責任を持って在籍父母が管理をする。
4. 球団の規則や方針、決め事を乱さない。

第7条 退団

第3条【4～6年生】②、第5条、第6条に反する者は退団をさせる場合がある。
その際、納入した団費は返納しない。

第8条 役員

本球団は次の役員を置く。

- 代表・総監督 | 名
- 監督 | 名
- ヘッドコーチ | 名
- ジュニア監督 | 名
- コーチ 数名
- 父母会長 | 名
- 副父母会長 | 名
- 会計 | 名
- 広報 | 名
- グラウンド係 | 名
- 合宿係 | 名

第9条 父母役割

- 子供達が全力で野球が出来る環境作り。
- 試合の際には審判・記録を依頼する場合がある。
- グラウンド設営や整備後片付け、お茶出し等の積極的な参加。

第10条 団費・運営費

入団金 3,000円

月会費 3,000円

連盟加盟金積立月額 500円

※1 SJ キッズ卒団生は入団金を免除する。

※2 兄弟がチームに在籍の場合は入団金を免除とする。

※3 兄弟で同時に入団する場合は2人目以降の入団金を免除とする。

※4 兄弟がチームに複数人在籍の場合は3人目以降の月会費を免除とする。

但し、連盟加盟金積立月額は納める。

※5 1年生は、準備期間として月会費1,000円と連盟加盟金積立月額を納める。

第11条 慶弔費

- お祝い金 一律5,000円
- 香典代一律5,000円(団員の両親、兄弟に限る)

第12条 乗り合い遠征時の交通費

- 連盟内チームの練習場所、または志木市近隣(※)以外の場所へ乗り合いで遠征に行く際は、片道1人100円を乗った人が運転手に支払う。

※志木市近隣・・・志木市、朝霞市、新座市、和光市、富士見市、戸田市、さいたま市桜区
中央区・浦和区・南区

- 乗り合いで片道30キロ以上の遠征の時は、高速代として1,500円をチームから運転手に支払う。

※片道30キロ以上で高速を利用しなかった場合は、上記と同じく片道1人100円を乗った人が運転手に支払う。

第13条 設立年月日

このチームの設立年月日は、2012年7月1日とする。

附則

この規約は、2012年7月1日より施行する。

2025年4月21日一部改正